

## 1 第3子以降の保育料の助成を拡充します

本市では子育て世帯の経済的な負担軽減と、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的として、平成27年度から市独自に保護者の所得に関わらず対象児童の保育料について一律に2分の1を助成する「第3子以降保育料負担軽減事業」に取り組んでおりますが、本年度から国が市町村民税課税額の所得割の合計額（以下、課税額）77,101円未満の世帯の第3子以降の保育料を無償化したことに伴い、本市においても、同事業の補助額を拡充し、従来の2分の1補助に加え国の無償化制度の対象とならない課税額97,000円未満の世帯についても保育料等を全額助成します。さらに、国の助成対象とならない認可外保育施設についても、課税額が97,000円未満の場合、保育料等を全額助成します。

今回の拡充は、平成28年4月から平成29年3月までの間に保育園・幼稚園等を利用された世帯が対象です。交付要件を満たしている方については申請していただくことにより補助金の交付が受けられます。

### 1 対象児童

市内にお住まいの方で、小学生以下の最年長者から数えて3番目以降の園児

### 2 補助する金額

#### ① 課税額が97,000円未満の世帯（新規）

平成28年度分として支払った対象児童の保育料の全額を補助します。

#### ② 課税額が97,000円以上の世帯（継続）

平成28年度分として支払った対象児童の保育料の2分の1を補助します。

※ただし、対象児童の保育料が他の制度により無料になる場合や、私立幼稚園就園奨励費補助金が保育料の年額相当額になる場合は対象外となります。

### 3 対象となる施設

認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、市立幼稚園、私学助成の幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育施設

※市外の施設を利用している場合でも、花巻市にお住まいの方であれば対象となります。

### 4 申請方法

#### ① 花巻市内の施設を利用している方

現在入所している施設を通じて書類を受け取り、必要事項を記載し同施設へ提出

#### ② 市外の施設を利用している方等

市外の保育施設を利用している方や、年度途中に退所し現在保育施設を利用していない方は花巻市教育部こども課へお問い合わせください。

### 5 交付方法

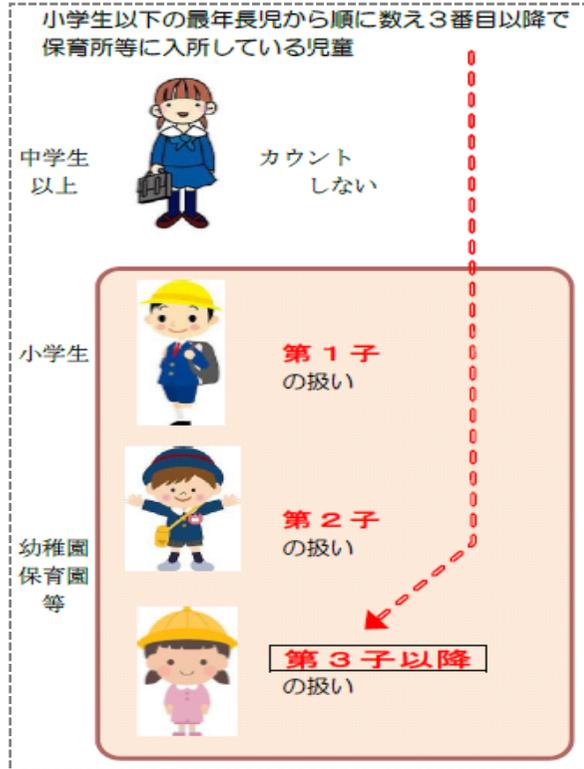
補助金の交付は年2回、指定口座への振り込みを予定しております。

1回目は4月分から10月分として納付された保育料を対象とし、12月上旬に申請を取りまとめ、1月中に交付します。2回目は11月分から3月分として納付された保育料について3月末に申請を取りまとめ4月中に交付します。

なお、1回目の申請後に納付された4月分から10月分の保育料については、2回目の申請の際に確認し併せて交付します。

## 花巻市第3子以降保育料等負担軽減事業の概要

### 本市の助成制度の対象児童の捉え方



### 対象施設と助成額割合

| 認可保育所              | 認定こども園 | 市立幼稚園 | 私立幼稚園 | 認可外施設 |              |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|--------------|
| 市の1/2助成の対象<br>【継続】 |        |       |       |       | 所得制限はありません   |
| 市の全額助成の対象<br>【新規】  |        |       |       |       | 課税額97,000円未満 |
| 国の無償化制度の<br>対象範囲   |        |       |       |       | 課税額77,101円未満 |
| 無料(生活保護世帯)         |        |       |       |       |              |

- 花巻市の1/2補助対象世帯に所得制限はありません。
- 花巻市の10/10補助対象世帯は課税額97,000円未満の世帯です。
- 認可施設を利用し、課税額が77,101円の世帯は国の無償化制度により保育料は無料となります。
- 認可施設を利用する生活保護世帯の保育料は無料です。